毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示
昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域の指定
保険医療機関等の指定
被爆者一般疾病医療機関の指定
米飯提供業者の登録
道路の位置の指定
土地の公用廃止
土地立入の許可
公有水面埋立の承認

告示

鳥取県告示第五百五号

天災による被害農業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）第二条第五項第一号の規定に基づき、次のとおり昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域の区域を指定する。

昭和三十八年九月二十五日

鳥取県知事　石破二朗

区分	郡市名	市町村名	旧市町村名又は開拓地区名	特別被害地域
農業関係者 一般農業	鳥取市	鳥取市	鳥取市	全部の区域
〃	〃	〃	米里村	〃
〃	〃	〃	津ノ井村	〃
〃	岩美郡	国府町	大宇倍野村	〃
〃	気高郡	気高町	浜村	〃
〃	〃	〃	逢坂村	〃
〃	〃	〃	瑞穂村	〃
〃	〃	〃	宝木村	〃
〃	〃	鹿野町	鹿野町	〃
〃	〃	〃	小河内村	鷲峯
〃	〃	〃	勝谷村	〃
〃	〃	〃	鷲谷村	〃
〃	八頭郡	河原町	国英村	〃
〃	〃	青谷町	青谷町	全部の区域
〃	〃	〃	日置村	〃

〃	〃	東伯郡	羽合町	羽合町	〃
〃	〃	〃	関金町	関金町	〃
〃	〃	〃	東郷町	東郷町	〃
〃	〃	倉吉市	倉吉市	灘手	〃
〃	〃	〃	〃	社城	〃
〃	〃	〃	〃	高谷	〃
〃	〃	〃	〃	北小吉	〃
〃	〃	〃	〃	上鴨	〃
〃	〃	〃	〃	倉条	〃
〃	〃	〃	〃	吉井	〃
〃	〃	〃	〃	上郷	〃
〃	〃	〃	〃	西	〃
〃	〃	〃	智頭町	智頭	〃
〃	〃	〃	〃	八	〃
〃	〃	〃	東町	東	〃
〃	〃	〃	〃	丹比部	〃
〃	〃	〃	〃	安東	〃
〃	〃	〃	〃	八	〃
〃	〃	〃	郡家町	郡家	〃
〃	〃	〃	〃	用	〃
〃	〃	〃	〃	大瀬	〃
〃	〃	〃	〃	用	〃
〃	〃	〃	船岡町	船岡	〃
〃	〃	〃	〃	河	〃
〃	〃	〃	〃	散	〃
〃	〃	〃	〃	西	〃
〃	〃	〃	〃	八	〃
〃	〃	〃	〃	原	〃
〃	〃	〃	〃	岐	〃
〃	〃	〃	〃	郷	〃
〃	〃	〃	〃	上	〃
〃	〃	〃	〃	村	〃
〃	〃	〃	〃	村	〃
〃	〃	〃	〃	村	〃

〃	〃	〃	〃	境港市	〃
〃	〃	〃	〃	境港市	〃
〃	〃	〃	〃	米子市	〃
〃	〃	〃	〃	米子市	〃
〃	〃	〃	〃	米	〃
〃	〃	〃	〃	子	〃
〃	〃	〃	〃	市	〃
〃	〃	〃	〃	彦	〃
〃	〃	〃	〃	崎	〃
〃	〃	〃	〃	大	〃
〃	〃	〃	〃	和	〃
〃	〃	〃	〃	富	〃
〃	〃	〃	〃	夜	〃
〃	〃	〃	〃	成	〃
〃	〃	〃	〃	尚	〃
〃	〃	〃	〃	五	〃
〃	〃	〃	〃	千	〃
〃	〃	〃	〃	篠	〃
〃	〃	〃	〃	日	〃
〃	〃	〃	〃	徳	〃
〃	〃	〃	〃	美	〃
〃	〃	〃	〃	見	〃
〃	〃	〃	〃	益	〃
〃	〃	〃	〃	田	〃
〃	〃	〃	〃	津	〃
〃	〃	〃	〃	名	〃
〃	〃	〃	〃	子	〃
〃	〃	〃	〃	市	〃
〃	〃	〃	〃	中余	〃
〃	〃	〃	〃	上	〃
〃	〃	〃	〃	外	〃
〃	〃	〃	〃	渡	〃
〃	〃	〃	〃	浜	〃
〃	〃	〃	〃	子	〃
〃	〃	〃	〃	道	〃
〃	〃	〃	〃	江	〃
〃	〃	〃	〃	村	〃
〃	〃	〃	〃	村	〃
〃	〃	〃	〃	村	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	日野郡溝口町
〃	大山、大高、大伯仙町幡開拓地区	大山町大山開拓地区	名和町大山開拓地区	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
林ノ峯の区域	全部の区域	岩伏の区域	光徳の区域 名和庄内金蔵ケ平の区域 富長原の区域 栃原の区域 神田の区域 門前の区域 大山農場、名和庄内の区域 下大山の区域	大平原の区域										

鳥取県告示第五百六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十八年九月二十五日

鳥取県知事　石破二朗

保険医療機関又は保険薬局

名称	所在地	開設者氏名	管理者氏名	診療科名	指定記号番号	指定年月日	採用点数表	備考
鳥取生協病院附属緑町診療所	鳥取市卯垣一五四	鳥取勤労者医療生活協同組合	藤山開三	内科、小児科、放射線科	取医一二	三八、八、一	乙の二	再指定
鳥取保健所	〃丁目二階町四	鳥取県	中村徳蔵	内科、小児科、性病科、歯科	〃三	〃七、一	甲	〃
米子〃	米子市角盤町二の一二五	〃	樋口田鶴	内科、小児科、歯科、泌尿器科	米医二	〃	〃	〃
倉吉〃	倉吉市越殿町一五七七	〃	倉垣清一	内科、歯科、泌尿器科	倉医二	〃	〃	〃

岩美町国民健康保険浦富病院	岩美郡岩美町浦富	岩美町	祝部光郎	内、小児、外、眼、耳鼻咽喉、産婦人科、放線、整形外科	岩医四	〃八、一	〃	〃
浜村保健所	気高郡気高町八幡	鳥取県	石川シガ	内科、泌尿器科	気医二	〃七、一	〃	〃
北条町国民健康保険診療所	東伯郡北条町大字弓原四〇六	北条町	池田隆二	内科、外科、小児科、産婦人科	東医一一	〃八、一	乙の二	〃
三朝町国民健康保険直営旭診療所	〃三朝町大字本泉三八一	三朝町	妻井哲郎	内科、外科、小児科	〃八	〃	〃	〃
赤碕町国民健康保険以西診療所	〃赤碕町大字宮本三一六	赤碕町	野口哲夫	内科、外科	〃七	〃	甲	〃
国立三朝療養所	〃三朝町大字山田六九〇	厚生省	前田薫仁	内科、呼吸器科、外科、歯科	〃一	〃七、一	〃	〃
岡山大学医学部附属病院三朝分院	〃山田	文部省	森永寛	内科、外科、産婦人科	〃二	〃	〃	〃
西伯町国民健康保険直営西伯病院	西伯郡西伯町大字倭	西伯町	菅陲	内、外、産婦人科、精神神経科、歯科	西医一	〃八、一	乙の二	〃
名和町国民健康保険診療所	〃名和町大字加茂四の一	名和町	松本捨	内科、小児科、放射線科	〃四	〃	〃	〃
日南町国民健康保険茶屋診療所	日野郡日南町茶屋	日南町	池田肇	内科、外科	日医一一	〃	〃	〃
〃福栄診療所	〃字福塚一一二八大雨	〃	富田潤一郎	内科	〃一二	〃	〃	〃
日野病院	〃日野町根	日野郡厚生農業協同組合連合会	大杉実	内科、小児科、外科、産婦人科	〃一三	〃	〃	〃

日南町国民健康保険矢戸診療所	〃 戸一二〇一の一	日南町矢	日南町	富田潤一郎	内科、外科	〃 九	〃
根雨保健所	〃 雨	日野郡根	鳥取県	鈴木 慶吾	内科、小児科、性病科	〃 一	〃 七、一	甲	〃
有限会社赤山薬局	境港市松ケ枝町三一		有限会社赤山薬局	赤山 慶子		境薬一一	〃 二五		〃
萩野薬局	鳥取市川端一丁目		萩野 すえ	同 上		取薬二	〃 八、一八		〃
吉田一陽堂若桜橋薬局	〃 一三の二	鳥取郡若桜町	吉田 太一	〃		〃 三	〃		〃
林兼太郎薬局	〃 丁目	川端町四	林 兼太郎	〃		〃 四	〃		〃
五蔵円薬局	〃 丁目	二階町二	森下 秀隆	〃		〃 五	〃		〃
宮本薬局	〃	若桜町	宮本 実次	〃		〃 八	〃		〃
立岩薬局	〃 八二五	吉方一区	立岩 一彦	〃		〃 九	〃		〃
山本薬局	〃 三の七	行徳四一	山本 一郎	〃		〃 一一	〃		〃
倉吉市国民健康保険上小鴨診療所	倉吉市福山一五三の一		倉吉市	安梅 正威	内科、小児科	倉医六	〃	乙の二	〃
〃 上北条診療所	〃 三五の六	井手畑一	〃	磯江 景尚	〃	〃 五	〃		〃

大山町国民健康保険診療所大山寺分館	西伯郡大山町大山		大山町	福田 正彦	内科、外科	西医五	〃	〃	〃
岸本町国民健康保険八郷診療所	〃 原	岸本町番	岸本町	中本 二郎	内科、外科、小児科	〃 二	〃	〃	〃
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一七		日本赤十字社県支部	中野 義尚	内、外、整形外、産婦人、小児、耳鼻咽喉、眼、皮泌尿、放線科	取医一	〃 六、一	甲	〃
関金町国民健康保険直営診療所	東伯郡関金町大字堀		関金町	佐々木安夫	内科	東医九	〃 八、一	乙の二	〃
日南町国民健康保険石見診療所	日野郡日南町上石見		日南町	竹田 明	〃	日医七	〃	〃	〃
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六の一		文部省	綾部 正大	内、外、整形外、産婦人、皮泌尿器、眼、耳鼻咽喉、小児、神経精神、放線、脳研内科	米医八	〃	甲	〃
鳥取紡績株式会社診療所	鳥取市立川町五丁目		鳥取紡績株式会社	原 脩	内科、外科	取医一四	〃	〃	〃
鳥取産院	〃 六	吉方八〇	村江 正治	同 上	産婦人科	〃 九二	〃 二四	乙の二	新規指定
入江医院	東伯郡東伯町大字下伊勢		入江 正昭	〃	産婦人科、内科	東医五五	〃 七、二八	〃	開設者の変更

鳥取県告示第五百七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関を指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する第十二条の規定により告示する。

昭和三十八年九月二十五日

鳥取県知事　石破　二朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名
昭和三十八年八月三十一日	鳥取産院	鳥取市吉方八〇六番地	産科婦人科

鳥取県告示第五百八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年九月二十五日

鳥取県知事　石破　二朗

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
鳥振第一七一号	昭三八、九、五	高木　静治	中国電力健康保険組合鳥取荘	鳥取市片原一丁目五一	鳥取市吉方町二八四の一

鳥取県告示第五百九号

健築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年九月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年九月二十五日

鳥取県知事　石破　二朗

申請人の住所氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長	
鳥取市吉方八〇六番地の四　大本静枝	鳥取市立川町五丁目二六六番四の一部	幅員	四メートル
	〃 二六八番の一部	延長	二〇二、七〇メートル
	〃 二七〇番の一部		
	〃 二七一番の二		

（農道の一部を含む。）

鳥取県告示第五百十号

次の土地は、昭和三十八年九月十七日から公用を廃止した。

昭和三十八年九月二十五日

鳥取県知事　石破　二朗

所在場所	地目	面積
米子市夜見町字大水落三二六七五～二六八四地先		
〃 二六九一～二六八七ノ三地先		
〃 二六九三～二六九九地先		
〃 大水落二二七〇二ノ一～二七二一地先		

〃	新開二 二九六二ノ一～二九六五ノ二地先	道路敷　八二一坪八合
〃	〃 二九四八ノ一～二九五〇ノ二地先	
〃	新開一 二九三七ノ一～二九四七ノ一〇地先	
〃	大水落一 二八五〇～二八六〇	
〃	〃 二八四九地先	
〃	大水落二 二七一八～二八七五～二八七六地先	
〃	〃 二九四二ノ一地先	

鳥取県告示第五百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のとおり土地立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年九月二十五日

鳥取県知事　石破二朗

一　起業者の名称　中国電力株式会社鳥取支店

二　事業の種類　電気事業（送電線路新設のための測量）

三　立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市秋里、田島、西品治、古市、吉成、西吉成、宮長、服部、菖蒲、古海、徳尾、安長

四　立ち入ろうとする期間

昭和三十八年九月十五日から

昭和三十九年六月　十日まで

鳥取県告示第五百十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定に基づき、昭和三十八年九月十七日次のとおり公有水面埋立の承認をしたので、同法第四十二条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十八年九月二十五日

鳥取県知事　石破二朗

一　埋立の承認を受けた者

広島市基町一番地

建設省中国地方建設局長　木原栄造

二　埋立の場所及び面積

鳥取県八頭郡八東町大字用呂大道端一一九番地地先の八東川水面　二、一二九平方メートル

（関係図面は、鳥取県土木部管理課に保管）

三　埋立の目的

一級国道二九号線改築工事道路敷とするため